

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。</u> 第 1 共 通 関 係 1 平成 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用） <u>1－1 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）</u> <u>2 平成 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用）</u> <u>2－1 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）</u> <u>3 不服申立て等について（通知用）</u> <u>4 納税管理人届出書</u> <u>5 納税管理人解任届出書</u> <u>6 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）</u> <u>7 同（次葉）</u> (第2 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2－2 省略) 2－3 平成<u>25</u>年分贈与税の申告書（第1表の2） (2－4 省略) 2－5 平成<u>25</u>年分贈与税の申告書（第1表の3） (2－6～7－2 省略) 8 平成<u>25</u>年分贈与税の修正申告書（第3表） (9～24 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成24年12月21日現在の法令に基づくものである。</u><u>ただし、相続税の申告書等は平成25年4月1日現在の法令に基づくものである。</u> 第 1 共 通 関 係 1 平成 年分 税の加算税の賦課決定通知書（通知用） <u>2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）</u> <u>（新規）</u> <u>3 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）</u> <u>4 不服申立て等について（通知用）</u> <u>5 納税管理人届出書</u> <u>6 納税管理人解任届出書</u> <u>7 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）</u> <u>8 同（次葉）</u> (第2 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2－2 同左) 2－3 平成<u>24</u>年分贈与税の申告書（第1表の2） (2－4 同左) 2－5 平成<u>24</u>年分贈与税の申告書（第1表の3） (2－6～7－2 同左) 8 平成<u>24</u>年分贈与税の修正申告書（第3表） (9～24 同左)

第 4 譲 渡 所 得 関 係	第 4 譲 渡 所 得 関 係
(1 ～22 省略) 23 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) 24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用) (24-1～34 省略) 35 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書 (第 5 ～第11 省略)	(1 ～22 同左) 23 平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) 24 平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用) (24-1～34 省略) <u>(新規)</u> (第 5 ～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式1のとおりとする。
1-1 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式2のとおりとする。
2 平成 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式3のとおりとする。（新規）

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式4のとおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式5のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表1）	様式6のとおりとする。
2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2）	様式7のとおりとする。
2-3 平成25年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式8のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式9のとおりとする。
2-5 平成25年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式10のとおりとする。
2-6 同（控用）	様式11のとおりとする。
8 平成25年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式12のとおりとする。
9 同（控用）	様式13のとおりとする。
9-1 同（第3表）（別表の付表）	様式14のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式15のとおりとする。
18 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）	様式16のとおりとする。
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式17のとおりとする。
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式18のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書	様式19のとおりとする。
2 代替資産の取得期限延長承認申請書	様式20のとおりとする。
11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）	様式21のとおりとする。
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書	様式22のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式23のとおりとする。
22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕	様式24のとおりとする。
23 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式25のとおりとする。
24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）	様式26のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式27のとおりとする。
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）	様式28のとおりとする。
26-1 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）	様式29のとおりとする。
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】	様式30のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5用】	様式31のとおりとする。
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式32のとおりとする。
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式33のとおりとする。
33-1 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書	様式34のとおりとする。
35 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書	様式35のとおりとする。（新規）

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5-1 同（次 葉）（贈与税－付表2）	様式36のとおりとする。
5-2 同（次 葉）（贈与税－付表3）	様式37のとおりとする。



第 号

平成 年 月 日

住所又は
所在地(納税地)氏名又は
名称

殿

税務署長



平成 年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

平成 年分 相続税の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税					重 加 算 税		
	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	国外財産調査に係る 軽減額	変更決定後の 軽減額	納付すべき 減少する額	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額
①加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
②①のうち国税通則法第 条 第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000						
③①に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	
④②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	
⑤加 算 税 の 額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資 3-10-3-A4 統一)

(25.12)

()枚のうち()枚目

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 _____ 年分相続税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A 前の額	B 後の額	C 隠ぺい又は仮 装部分の額	D 隠ぺい又は仮装 事由以外の事実 に基づいて更正 決定等があった 場合の額	E 非正当事由 部分の額	F 正当な事由があ ると認められる 事実に基づいて 更正決定等があ った場合の額	G 国外財産調査 に記載がある 国外財産に係 る部分の額	H 国外財産に係 るもの以外の 事実に基づい て更正決定等 があった場合 の額
課税 価格等 の計算 各人の合計	取得財産の価額 (注1) ①	円	円	※ 円	/	※ 円	/	※ 円	/
	債務控除額 ②			※		※		/	
	純資産価額に 加算される 暦年課税分の 贈与財産価額 ③			※		※		※	
	課税価格(①-②+③) ④	,000	,000	/	円 ,000	/	円 ,000	/	円 ,000
	相続税の総額 ⑤	00	00		00		00		00
あ な た の 課 税 価 格 等 の 計 算	取得財産の価額 (注1) ⑥	円	円	円	/	円	/	円	/
	債務控除額 ⑦							/	
	純資産価額に 加算される 暦年課税分の 贈与財産価額 ⑧								
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000	/	円 ,000	/	円 ,000	/	円 ,000
	相続税額 ⑩								
	法第18条の 規定による 加算額 ⑪								
	税額控除額 ⑫								
	差引税額 ⑬			/	/	/	/	/	/
	相続時精算課税 分の贈与税額 控除額 ⑭	00	00		00		00		00
	⑬ - ⑭ ⑮	イ 00	ロ 00	ハ 00	00	ニ 00	00	ホ 00	00
増 差 税 額	⑯	/	⑱(ローイ) 円 00	⑲(⑱-⑬) 円 00	⑳(ハ-イ) 円 00	㉑(⑱-⑳) 円 00	㉒(ニ-イ) 円 00	㉓(⑱-㉑) 円 00	㉔(ホ-イ) 円 00
	加算税の基礎 となる税額 ⑰			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		国外財産調査に係る部分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		

- (注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
2 上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたが正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等並びに国外財産調査に記載がある国外財産の価額等の金額を記載しています。
3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑱-⑳)」とあるのは「(⑱-㉑)」として、「(⑱-㉑)」とあるのは「(⑱-㉑)」として計算しています。

--	--	--	--	--	--	--

第 号

平成 年 月 日

住所又は
所在地（納税地）氏名又は
名称

殿

税務署長

印

平成 年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用）

平成 年分 贈与税 の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税
	円		円

○納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
② ①のうち国税通則法第 条第2項の 規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
⑤ 加 算 税 の 額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-6-A4統一)

(25.12)

()枚のうち()枚目

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

（通知用）

納付すべき
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額)

(相続分)

_____円 × _____/_____ = A _____円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「(2)小計(⑱-⑳)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

納付すべき
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

イ _____申告加算税に対応する本税の額 _____円
ロ 重加算税に対応する本税の額 _____円
ハ 上記以外の本税の額 _____円
(二 国外財産調書に係る軽減額に対応する本税の額 _____円)

(1) _____申告加算税

(基礎となる税額)

(加算税の割合)

_____0,000円 × _____/100 = B _____円

(基礎となる税額)

(加算税の割合(国税通則法第_____条第2項適用分))

_____0,000円 × _____5/100 = C _____円

(基礎となる税額)

(加算税の割合(国外財産調書に係る軽減額))

_____0,000円 × _____5/100 = D _____円

_____申告加算税の額 (B + C - D) _____円

(2) 重加算税

(基礎となる税額)

(加算税の割合)

_____0,000円 × _____/100 = _____円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又は二の本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

納付すべき
3 「納税猶予税額控除後の 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額)

(相続分)

_____円 × _____/_____ = _____円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額(㉑-㉓-㉔-㉕)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

() 枚のうち () 枚目

(資4-85-1-A4統一)

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)	()
1 委託者			
住所	氏名 (フリガナ)	生年 月日	年 月 日 明治1、大正2、昭和3、平成4
2 信託の明細			
番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限りです。）
1			
2			
3			
3 信託に関する権利の明細			
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等
			所在地等
			数量 単価 固定資産税 評価額
			単価 倍数
			財産の価額
			あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
			円 円
信託に関する権利の価額の合計額等			① ②
上記信託に対する外国税額 控除前の贈与税額			③
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。			
4 贈与税額等の計算			
④ 信託に関する権利の 価額の合計額 (①欄の金額)	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)	⑦ 外国税額控除後の 贈与税額 (⑥－②)
円	円	円	円
(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑧欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑩欄の金額）を記入します。 3 ⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。			
5 控除する法人税等に相当する額の計算			
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算			⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)	⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額	⑫ ⑩の価額に基づく地方税法特別税の額	⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑩－⑪－⑫)
円	円	円	円
⑮ ⑬の価額に基づく事業税の額	⑯ ⑬の価額に基づく地方税法特別税の額	⑰ ⑬の金額に基づく道府県民税の額	⑱ ⑬の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円
(注) 1 ⑩欄及び⑪欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑫欄及び⑬欄は、それぞれ⑫欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税法特別税の額」を記入します。 3 ⑭欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑰欄及び⑱欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。			

第一表の付表一（平成24年分以降用）

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与 税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	
	② 信託に関する権利 の合計額 (表面①欄 の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税 等の基となる価額 (②-③-④)		
		③ ②の価額に基づく 事業税の額	④ ②の価額に基づく 地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円	円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税 の額		⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の 額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額	
円		円		円	円	
⑪ 法人税等に相当する額 (⑥+⑦ +⑧+⑨+⑩+復興特別法人税の額)		⑫ (①-⑪) の金額				
円		円				
番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの 価額の合計額	⑮ (⑫×⑭÷⑬) の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額 (⑮-⑯)	
	円	円	円	円	円	

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。〔「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。〕。

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

7 ⑫欄の金額 (①-⑪) がマイナスとなるときは「0」と記入します。

8 ⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) の合計額を記入します。

9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

10 ⑰欄の金額 (⑮-⑯) がマイナスとなるときは「0」と記入します。

11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。

- 4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

- 5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。

また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。

- 6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。「⑩」欄の「復興特別法人税の額」は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑩」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
- 7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

「⑪」欄の「復興特別法人税の額」は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑪」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成____年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					贈与者の氏名 人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号) ()			
1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍数	財産の価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
3								
4								
5								
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。						合計額	①	②
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額							⑤ 円	
①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切捨てます。.)に対し、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」を使って計算した金額								
2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算								
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(④の金額)	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)					
円	円	円	円					
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑨)	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額					
円	円	円	円					
⑭ ⑩の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑮ ⑩の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑯ 法人税等に相当する額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+復興特別法人税の額)						
円	円	円						
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算								
⑰ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③÷①-④)	⑱ 法人税等に相当する額(⑯の金額)	⑲ 限度額(⑰の金額と⑱の金額のうちいずれか少ない方の金額)						
円	円	円						
4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算								
⑳ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)	㉑ 外国税額控除額(②の金額)	㉒ 控除する法人税等に相当する額(⑱の金額)	㉓ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(㉒-㉑-㉓)					
円	円	円	円					

(資5-59-3-A4統一)(平25.10)

第一表の付表二（平成24年分以降用）

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
 - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。
 - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「⑥」の欄には、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
 - (2) 「⑦」、「⑧」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (4) 「⑭」、「⑮」の欄には、「⑩」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (5) 「⑯」欄の「復興特別法人税の額」には、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度（同条第 3 項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑩」欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑳」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉒」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。

提出用

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		住宅取得等資金の金額
フリガナ	続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名		□□□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成□□年□□月□□日
		□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	(26)	□□□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		住宅取得等資金の金額
フリガナ	続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名		□□□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成□□年□□月□□日
		□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	(27)	□□□□□□□□□□
非課税限度額 (1,200万円又は700万円) (注2)	(28)	□□□□□□□□□□
平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	(29)	□□□□□□□□□□
非課税限度額の残額 (28-29)	(30)	□□□□□□□□□□
26のうち非課税の適用を受ける金額	(31)	□□□□□□□□□□
27のうち非課税の適用を受ける金額	(32)	□□□□□□□□□□
非課税の適用を受ける金額の合計額 (31+32) (30の金額を限度とします。)	(33)	□□□□□□□□□□
26のうち課税価格に算入される金額 (26-31) (29に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	(34)	□□□□□□□□□□
27のうち課税価格に算入される金額 (27-32) (29に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	(35)	□□□□□□□□□□
34又は35に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、34又は35の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。		

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	確認	
----------	------	------------	----	----------	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平25.10)

第一表の二(平成25年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

控
用

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位は円）	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住 所	住宅取得等資金を取得した年月日
フリガナ	住宅取得等資金の金額
氏 名	平成□□年□□月□□日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	②6 □□□□□□□□
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住 所	住宅取得等資金を取得した年月日
フリガナ	住宅取得等資金の金額
氏 名	平成□□年□□月□□日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	②7 □□□□□□□□
非課税限度額（1,200万円又は700万円）（注2）	②8 □□□□□□□□
平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	②9 □□□□□□□□
非課税限度額の残額（②8－②9）	③0 □□□□□□□□
②6のうち非課税の適用を受ける金額	③1 □□□□□□□□
②7のうち非課税の適用を受ける金額	③2 □□□□□□□□
非課税の適用を受ける金額の合計額（③1＋③2） （③0の金額を限度とします。）	③3 □□□□□□□□
②6のうち課税価格に算入される金額（②6－③1） （②6に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） （転記します。）	③4 □□□□□□□□
②7のうち課税価格に算入される金額（②7－③2） （②7に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） （転記します。）	③5 □□□□□□□□
③4又は③5に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③4又は③5の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。	

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・ ・	提出した税務署	税務署
----------------------------	-----	---------	-----

（注2） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

(資5-10-1-4-A4統一) (平25, 10)

提出用

平成25年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

署受
税/印

受贈者の氏名

第一表の三（平成25年分用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、次の1又は2のいずれかの口の中にレ印を記入してください。	
☐ 1 私は、平成25年分の贈与税の申告で初めて、又は、平成24年分の贈与税の申告から引き続き、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）	
☐ 2 私は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受け、平成25年分の贈与税の申告でも同項の規定の適用を受けます。（注1）	
（単位は円）	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住 所	平成 年 月 日
フリガナ	
続 柄	
氏 名	平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	③⑥
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住 所	平成 年 月 日
フリガナ	
続 柄	
氏 名	平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	③⑦
非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）（注2）	③⑧
平成23年分又は24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額（注3）	③⑨
非課税限度額の残額（③⑧－③⑨）	④①
③⑥のうち非課税の適用を受ける金額	④②
③⑦のうち非課税の適用を受ける金額	④③
非課税の適用を受ける金額の合計額（④②＋④③） （④④の金額を限度とします。）	④⑤
③⑥のうち課税価格に算入される金額（③⑥－④②） （③⑥に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④⑥
③⑦のうち課税価格に算入される金額（③⑦－④③） （③⑦に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④⑦
④④又は④⑥に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④④又は④⑥の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。	

（注1） 震災特例法第38条の2第1項又は旧震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
（注2） ③⑧欄は、震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（1にレ印を記入した場合）には、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が一定の省エネルギー性能又は耐震性を満たす住宅用の家屋（震災特例法施行令第29条の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」と記入し、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（2にレ印を記入した場合）には、「1,000万円」と記入します。			
（注3） ③⑨欄は、震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（1にレ印を記入した場合）には、平成24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額を記入し、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（2にレ印を記入した場合）には、平成23年分及び24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額を記入します。			

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-1-5-A4統一）（平25,10）

控
用

平成25年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名	
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、次の1又は2のいずれかの口の中にし印を記入してください。 □1 私は、平成25年分の贈与税の申告で初めて、又は、平成24年分の贈与税の申告から引き継ぎ、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1） □2 私は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受け、平成25年分の贈与税の申告でも同項の規定の適用を受けます。（注1） （単位は円）	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住 所	平成 年 月 日
フリガナ	
氏 名	平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	③⑥
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住 所	平成 年 月 日
フリガナ	
氏 名	平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	③⑦
非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）（注2）	③⑧
平成23年分又は24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額（注3）	③⑨
非課税限度額の残額（③⑧－③⑨）	④①
③⑥のうち非課税の適用を受ける金額	④②
③⑦のうち非課税の適用を受ける金額	④③
非課税の適用を受ける金額の合計額（④②＋④③） （④④の金額を限度とします。）	④④
③⑧のうち課税価格に算入される金額（③⑧－④④） （③⑧に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④⑤
③⑨のうち課税価格に算入される金額（③⑨－④④） （③⑨に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④⑥
④④又は④⑤に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④④又は④⑤の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。	

（注1） 震災特例法第38条の2第1項又は旧震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

（注2） ③⑧欄は、震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（1にし印を記入した場合）には、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（震災特例法施行令第29条の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」と記入し、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（2にし印を記入した場合）には、「1,000万円」と記入します。

（注3） ③⑨欄は、震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（1にし印を記入した場合）には、平成24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額を記入し、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（2にし印を記入した場合）には、平成23年分及び24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額を記入します。

(資5-10-1-6-A4統一) (平25.10)

第一表の三（平成25年分用）
○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

平成25年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成25年分用）（第三表は、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ）又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

② 修正前の非課税額（第一表の二）

③ 修正前の課税額（第二表）

相	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額(第一表)」及び「② 修正中により変動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。
---	----------	---

異 動 の 内 容	異 動 の 理 由

(資5-10-3-1-A4統一) (平25.10)

平成25年分贈与税の修正申告書 (別表)

受贈者の氏名

(単位は円)

① 修正前の課税額（第一表）

曆年課稅分

相續時精算課税分

II

III 合計

② 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分

③ 修正前の課税額（第二表）

相續時精算課税分

④ 修正申告によって異動した事項

異 動 の 内 容	異 動 の 理 由

第三表（平成25年分用） ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

書 き か た 等

- 1 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、また、申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注） 修正申告書（別表）の「②修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入し、また「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告する場合に記入してください。

また、修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入してください。

- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注） 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、それぞれに別業（修正申告書（別表）又は修正申告書（別表の付表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「④修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。

- (2) 「④修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1) 「平成〇〇年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3) 「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(④-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4) 「⑤」欄には、申告書第一表の「⑩」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(5) 「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(④-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6) 「⑥」欄には、申告書第一表の「④」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「④」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

(1) 「平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

(1) 「平成25年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1) 「平成〇〇年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「⑥」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期 間(日 数) 法定納期限の 翌 日 から 完 納 の 日 ま で	=	延 滞 税 の 額
10,000円未満 の端数切捨て						100円未満の 端数切捨て
365						

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日までの期間
年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後の期間
年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

○ 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○ 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○ 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

提出用

平成25年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

税務署受印

修正前の非課税額（第一表の三）

（単位は円）

震災特例法（別表の付表） （平成25年分用）	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	③6																	
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	③7																	
	非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）		③8																	
	平成23年分又は24年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		③9																	
	非課税限度額の残額（③8－③9）		④0																	
	④0のうち非課税の適用を受ける金額		④1																	
	④1のうち非課税の適用を受ける金額		④2																	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（④1＋④2）		④3																	
	④3のうち課税価格に算入される金額（④3－④1）		④4																	
	④4のうち課税価格に算入される金額（④4－④1）		④5																	

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

※

税務署整理欄

整理番号

名簿

業務的修正期限

年

月

日

※印欄には記入しないでください。 (資5-10-3-3-A 4 統一) (平25, 10)

平成25年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

(単位は円)

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

稅務署受付印

[illegible]

第三表（別表の付表）（平成25年分用） ○この用紙は**控用**です。申告には必ず**提出用**を使ってください

書 き か た 等

- 1 修正申告（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に修正前の課税額を「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、一緒に提出してください。
- 2 「修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
（注）震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与税が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 3 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「平成25年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 4 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、修正申告書（別表）も必ず一緒に提出してください。
（注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

A horizontal number line with 7 empty boxes. The first three boxes are connected by a line, and the last three boxes are connected by a line. There is a minus sign between the third and fourth boxes.

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 殿

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額 加算税の額	納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額	○ 納付すべき税額及び延滞税（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税、加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び徴入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。 ○ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。
	申告 加算税			
	重加算税			

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
I 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格) ①	円	円	
	配偶者控除額 ②			
	基礎控除額 ③	00,000	00,000	00,000
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) ④	,000	,000	,000
	④に対する税額 ⑤			
	外国税額の控除額 ⑥			
	差引税額(⑤-⑥) ⑦			
II 積立相続時分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨			
III 合計	課税価格の合計額(①+⑧) ⑩			
	差引税額の合計額 (納付すべき税額(⑦+⑨)) ⑪	00	00	0
	農地等納税猶予税額 ⑫	00	00	0
	株式等納税猶予税額 ⑬	00	00	0
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬) ⑭	00	00	0

○加算税の額の計算明細

区 分		申告加算税			重加算税		
		賦課決定額	変更決定後の 賦課決定額	減少する額	賦課決定額	変更決定後の 賦課決定額	減少する額
⑮	加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
⑯	⑮のうち国税通則法第 条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				
⑰	⑮に対する加算税の割合	$\frac{100}{}$	$\frac{100}{}$				
⑱	⑯に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		100	100	
⑲	加算税の額 (⑮×⑰と⑯×⑱との合計額)	円	円	円	円	円	円

○この通知に係る処分の理由

[illegible]

○この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ 延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）
延滞税の割合（注1）は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。

納付すべき本税の額 10,000円未満切捨て	×	延滞税の割合 (注1)	×	期間(日数)(注3) 法定納期限の翌日から 完納の日まで	×	延滞税の額 ・1,000円未満の割合は 納付不要
---------------------------	---	----------------	---	------------------------------------	---	--------------------------------

365

注1 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになります。

- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
・納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4.6%」
・納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
- (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
・納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
・納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年度の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利のうち12で除して得られる数値と、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合、に各年の割合を加算した割合
- 2 本税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 3 あたなの場合は、国税通則法の規定により(自〃至〃)の期間は、上記の計算期間に含まれないこととなっている。

()枚のうち()枚目 (資5-23-1-1-A4統一)

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑨欄又は⑩欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑨欄又は⑩欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の二)(平成25年分用)

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①	円	円	円
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②			
非 課 税 限 度 額 ③			
平 成 24 年 分 の 贈 与 税 の 申 告 で 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 金 額 ④			
非 課 税 限 度 額 の 残 高 (③ - ④) ⑤			
① の うち 非 課 税 の 適 用 を 受 け る 金 額 ⑥			
② の うち 非 課 税 の 適 用 を 受 け る 金 額 ⑦			
非 課 税 の 適 用 を 受 け る 金 額 の 合 計 額 (⑥ + ⑦) ⑧			
① の うち 課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額 (① - ⑥) ⑨			
② の うち 課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額 (② - ⑦) ⑩			

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑨欄又は⑩欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑨欄又は⑩欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の三)(平成25年分用)

○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①	円	円	円
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			
非 課 税 限 度 額	③			
平成23年分又は平成24年分の贈与税の申告で 震災非課税の適用を受けた金額	④			
非 課 税 限 度 額 の 残 高 (③ - ④)	⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑥ + ⑦)	⑧			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑥)	⑨			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑦)	⑩			

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買 換（代 替）資 産 の 明 細 書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5、旧第37条の9の2又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文（〔 〕 欄については、該当する文字を○で囲んでください。）
 〔 租 税 特 別 措 置 法 〕 第 条 第 項
 〔 震 災 特 例 法 〕

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項（※）	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第1号 (国内の土地等・減価償却資産) 第2号 (被災区域内の土地等・減価償却資産)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所	〒		
		年分 申告時の住所			
		フリガナ			
		氏 名	@	電 話	()

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

資産の種類		構 造		数 量	m ²
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日			年 月 日		
新たに承認を受けようとする取得予定年月日			年 月 日		

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

関与税理士

@

電話番号

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

【平成 年 月 日】
保証債務の履行
のために資産の
譲渡に関する事
項の計算明細書
(確定申告書付表)

譲渡者	住所	氏名	電話番号	()
関係者	住所	氏名	電話番号	()
主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
保証債務の履行に関する事項	年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円	
求償権の行使に関する事項	年 月 日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円	
短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
資産の所在地番				
資産の種類				
資産の利用状況	資産の数量	m ² (株(口)・m ²)	m ² (株(口)・m ²)	m ² (株(口)・m ²)
譲渡先	住所又は所在地			
氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
譲渡価額の総額	円	円	円	
求償権の行使不能額 (上の④の金額)	③	円	譲渡所得の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相 当する金額。赤字のときは0)	⑭
総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	①	円	分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (⑬の金額)	⑮
山林所得金額 (申告書第三表の⑪に相当する金額)	②	円	分離課税の株式等に係る譲渡 所得の金額(繰越控除後) (①の金額のうち、譲渡所得の金額、 赤字のときは0)	⑯
退職所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	③	円	分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑤の金額のうち、譲渡所得の金額、 赤字のときは0)	⑰
小計 (①+②+③。赤字のときは0)	④	円	合 計 (⑭+⑮+⑯+⑰)	⑱
分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額。赤字のときは0)	⑤	円	山林所得金額 (⑥の金額。赤字のときは0)	⑲
分離課税の株式等に係る譲渡 所得等の金額(繰越控除後) (申告書第二表の⑭+⑮に相当する金額。赤字のときは0)	⑥	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 (③・④・⑱のうち低い金額又は ③・④・⑲のうち低い金額)	⑳
分離課税の上場株式等に係る配当所 得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑯に相当する金額)	⑦	円		
分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額。赤字のときは0)	⑧	円		
合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	⑩	円		
求償権が 行使不能と なった事情 の説明				

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+(⑩+⑪)×㉕」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑳」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㉕×××円」と二段書きしてください。
(資6-12-A 4 統一)
(平成25年分以降適用)
H25.11

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

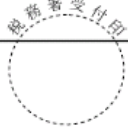
2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊦」欄から「㊩」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

この欄には
書かないで
ください

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話)	〒 ()
	事務所等	氏名又は名称	㊞
		(法人の場合)代表者氏名	㊞
		所在地(電話)	()
		名称	
		代表者又は責任者	㊞
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記			
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称			
やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第 号該当		
	2 上記事由の詳細		
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第 号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する税務署長が当初認定した日 平成 年 月 日		
当該事業の完成予定	1 着工予定年月日 平成 年 月 日		
	2 完成予定年月日 平成 年 月 日		
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる と見込まれる日(認定を受けようとする日) 平成 年 月 日		
※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。			
関与税理士	㊞	電話番号	

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※ 1 に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後 2 年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※ 1〕

	譲渡した年月日	
	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第21項	第23項

〔※ 2〕

	譲渡した年月日	
	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第22項	第24項

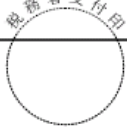
2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

名 簿 番 号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

 税務署長 年 月 日提出	届 出 者	住 所 (旧住所)	〒 ()		
		氏 名 (旧姓)	⑨	電	()
			()	話	

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部〕が同条第2項第※号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲 渡 し た 土 地 等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所 在 地	種 類	面 積 ㎡	
			㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	⑨	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-71-1-A4統一)

H25.11

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日			
	平成17年1月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	—	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成25年分以降用)

H25.11

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どこの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地	所在地番
	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	☐ 宅 地	☐ 田	(実測) m ²	利 用 状 況	☐ 自己の居住用 ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	売 買 契 約 日 年 月 日 引 き 渡 し た 日 年 月 日
	☐ 山林	☐ 畑	(公簿等) m ²			
建物	☐ 雑種地	☐ 借地権				
	☐ その他 ()					

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)		
		(住所) (氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

買主	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)	職 業 (業 種)	

① 譲 渡 価 額	円
-----------	---

【参考事項】

代 金 の	1 回 目	2 回 目	3 回 目	未 収 金
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
受領状況	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由	☐ 買主から頼まれたため	☐ 借入金を返済するため
	☐ 他の資産を購入するため	☐ その他
	☐ 事業資金を捻出するため	()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日 建築	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建 物 の 構 造	☐ 木造 ☐ 木骨モルタル ☐ （鉄骨）鉄筋 ☐ 金属造 ☐ その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
☐ 標準			
円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円			

(3) 取得費を計算します。

②	(イ) + (ロ) - (ハ) 円
取得費	

※ 「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「☐標準」に☑してください。

※ 非業務用建物（居住用）の（ハ）の額は、（ロ）の価額の95%を限度とします（償却率は1面をご覧ください。）。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
				③ 譲渡費用 円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容（交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額 ①－③－④	G 必要経費 $② \times \frac{F}{①-③}$	H 譲渡所得金額 (F－G)
収用代替				
上記以外		①－④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額 ①×20%	K 必要経費 $(②+③) \times 20\%$	L 譲渡所得金額 (J－K)
① ≤ ④				
① > ④		$(①-④) + ④ \times 20\%$	$(②+③) \times \frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
----------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表②へ a	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (a - b) (赤字の場合には0と書いてください。)	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③ - ④) (③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。)	⑤	△をつけて、申告書第三表65へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (④ - ③) (③の金額 ≥ ④の金額 の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表65へ

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分 (※1)	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額(※2)	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※3)	本年分で差し引くことのでき なかつた上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	(A) (前年分の付表の⑦の金額) 円	(D) (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	(B) (前年分の付表の⑧の金額)	(F) (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (G) (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑦ (B) - (F) - (G) 円
本年の 前年分 (平成__年分)	(C) (前年分の付表の⑨の金額)	(H) (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (I) (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑧ (C) - (H) - (I)
本年分で株式等に係る譲渡所得等の 金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額(⑩)+(F)+(H)	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ 申告書第三表⑭へ	
本年分で分離課税配当所得金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡 損失の金額の合計額(⑤)+(G)+(I)	⑩		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤ + ⑦ + ⑧)			⑪ 申告書第三表⑭へ(※4) 円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

※1 平成25年分の申告では、「本年の3年前分」は平成22年分、「本年の2年前分」は平成23年分、「本年の前年分」は平成24年分になります(平成21年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成25年分から控除することはできません。)

※2 平成25年分の申告では、平成24年分の申告の「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。

※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4 平成22年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成25年分で差し引くことのできなかつた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成26年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得金額(※) (⑥-⑩)	⑫	申告書第三表⑭へ 円
--	---	------------

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)

住所
又は
事業所
事務所
居所などフリガナ
氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑩の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≤⑤の場合は0、①>⑤の場合は④と①－⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	⑨ 申告書第三表(ウ)へ	⑩
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑨－⑩）（赤字の場合には0と書いてください。）		⑪

(平成25年分以降用)
H25.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦-⑧) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。) (③の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表⑤へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧-⑦) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表⑥へ

(注) ⑨欄及び⑪～⑭欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の譲渡がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	A (特定投資株式に係る金額) 円 B (上場株式等に係る金額)	G (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 H (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) I (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	C (特定投資株式に係る金額) D (上場株式等に係る金額)	J (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) K (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) L (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑪ (C - J) 円 ⑫ (D - K - L)
本年の 前年分 (平成__年分)	E (特定投資株式に係る金額) F (上場株式等に係る金額)	M (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) N (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) O (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑬ (E - M) ⑭ (F - N - O)
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (G + H + J + K + M + N)		⑮	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書④へ
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (① + L + O)		⑯	申告書第三表⑧へ
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥ + ⑨ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭)			⑰ 申告書第三表⑨へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」の⑫の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「上場分」の⑬の金額(赤字の場合には、0とみなします。)並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の 本年分の分離課税配当所得金額 (※) (⑩ - ⑰)	⑱	申告書第三表⑩へ 円
---	---	------------

※ ⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

1 面

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。〔株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）〕（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未 公 開 分	上 場 分
収 入 金 額	譲 渡 による収入金額 ①		円	円
	そ の 他 の 収 入 ②			
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表⑦へ		申告書第三表⑦へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額) ④			
	譲渡のための委託手数料 ⑤			
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦			
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)			⑧	
差 引 金 額 (③－⑦－⑧) ⑨				
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)			⑩	
所 得 金 額 (⑨－⑩) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)			⑪ 申告書第三表⑥へ	黒字の場合は申告書第三表⑥へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※3)			⑫ 申告書第三表⑥へ	申告書第三表⑥へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪－⑫)			⑬ 申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除適用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

整理欄

(平成25年分以降用)

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

H25.11

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場分 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計	未 公 開 分				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上 場 分 (一 般 口 座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	
		関与税理士名 (電 話)	()

1 所得金額の計算

(単位：円)

	未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
譲 渡 に よ る 収 入 金 額	①					
そ の 他 の 収 入	②					
小 計 (①+②)	③	申告書第三表⑦へ		申告書第三表⑦へ		
取 得 費 (取 得 価 額)	④					
譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	⑤					
	⑥					
小 計 (④から⑥までの計)	⑦					
特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧					
差引金額 (③－⑦－⑧)	⑨			①		②
特定投資株式の取得に 要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩					
特定投資株式の 価 値 喪 失 の 金 額 (2面の3③の金額を書いてください。)	⑪					
所得金額 (⑨－⑩－⑪) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)	⑫	申告書第三表⑧へ	A	B		C
公開等特定株式の計算 (※3) (2面の5で計算した金額を書いてください。)	⑬			黒字の場合は申告書第三表⑨へ		
本年分で差し引く株式等に 係る繰越損失の金額 (※4)	⑭	申告書第三表⑨へ		申告書第三表⑨へ		
繰越控除後の所得金額 (※5) (⑫－⑭又は⑬－⑭)	⑮	申告書第三表⑩へ		申告書第三表⑩へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の④の金額が⑤の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、④の金額を限度として記載します。

※3 ⑬欄の金額は、⑫欄の⑤の金額が0又は赤字の場合には、2面の5の計算を行わずに⑫の金額をそのまま記載してください。

※4 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の2の⑮欄の金額を、「未公開分」(⑩欄の金額を限度とします。）、「上場分」(⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※5 ⑮欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

整理欄

(平成 25 年分以降用)

H25.11

2 面

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計(上場分(特定口座))		1 面 ① へ	1 面 ④ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の⑪欄へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、「1 面」上場分の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がB≥Cの場合	(B - (C ÷ 2))	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がB < Cの場合	(B ÷ 2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡 年月日	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等(※)	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のため の委託 手数料	取得 年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計	未 公 開 分				1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	
	上 場 分 (一般口座)				1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (事由) 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成 年分】

番 号

(この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。)

納税地	居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)			フリガナ氏名	
電話番号 (連絡先)		職業 (屋号)	()	関与税理士名 (電話)	()

1 所得金額の計算

			未 公 開 分	上 場 分
収入金額	譲渡による収入金額 ①		円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②			
	その他の収入 ③			
	小計 (①から③までの計) ④	申告書第三表⑤へ	申告書第三表⑥へ	
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ⑤			
	譲渡のための委託手数料 ⑥			
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計) ⑧			
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) (△を付けないで書いてください。)	⑨			
差引金額 (④ - ⑧ - ⑨)	⑩			
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※3) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑪			
所得金額 (⑩ - ⑪) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)	⑫	申告書第三表⑬へ	黒字の場合は申告書第三表⑭へ	
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※4)	⑬	申告書第三表⑮へ	申告書第三表⑯へ	
繰越控除後の所得金額(※5) (⑫ - ⑬)	⑭	申告書第三表⑰へ	申告書第三表⑱へ	

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ②欄には、②面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※3 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。

※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑲欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

整理欄

(平成25年分以降用)

H25.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場分(特定口座))		1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ		申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行 われた 年月日	その行為が行われた 国内事業管理親法人 株式の銘柄	その行為が行われた 株式の数 (又は出資の金額)	譲渡があった ものとみなさ れる金額	取得費 (取得価額)	取得年月日 (※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為			株(円)	円		・ ・ (・ ・)
② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為	・ ・					【 税務署 】
③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為						
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為						・ ・ (・ ・)
② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為	・ ・					【 税務署 】
③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為						

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲 渡 先 (金 融 商 品 取 引 業 者 等) の 所 在 地 ・ 名 称 等	譲 渡 による 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日 (※)
未公開分 上 場 分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
未公開分 上 場 分	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計	未 公 開 分				1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	
	上 場 分 (一 般 口 座)				1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	

※ 「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください

【平成 ____ 年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電話 番 号	()
----------------------------------	-------------	-----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
譲渡住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日
譲渡した年月日			年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期			年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 額	①	円	円	円
取 得 価 額	②	円	円	円
償 却 費 相 当 額	③	円	円	円
費 差 引 (② - ③)	④	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑤	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (① - ④ - ⑤)	⑥	円	円	円

2 買い換えた資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況・利用目的	面 積		m ²	m ²
買換資産の取得(予定)日			年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日	
買換資産の取得(予定)価額		円	円	円
買入れ住所又は所在地				
買入れ氏名又は名称				
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先) 円	

関与税理士名
(電話)

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)	

【租税特別措置法第41条の5用】 ○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑧・⑨の金額の合計額又は申告書第四表⑦の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		④	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)		⑧	
$\left(\begin{array}{l} \text{③の金額と⑦の金額} \\ \text{のいずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\begin{array}{l} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\text{③の金額}} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{土地等の面積} \\ \text{m}^2 - 500 \text{ m}^2 \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{土地等の面積} \\ \text{m}^2 \end{array} \right)} \right\} \right)$			

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

(平成25年分以降用)

H25.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。

2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照)。

3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書附表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

【平成 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電 話 番 号	()
-----------------------------------	-------------	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
譲渡先住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①		(借入先) 円	
譲渡した年月日			年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額	②	円	円	円
取 得 価 額	③	円	円	円
償 却 費 相 当 額	④	円	円	
費 差 引 (③ - ④)	⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額 (②-⑤-⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名

(電話

税務署
整理欄

資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成 ____ 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】住 所
(又は
事業所
事務所
居所など)フリガナ
氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)」(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)」(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。

(平成25年分以降用)

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照)。
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした
場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成____年分】

番 号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の9の5に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9の5第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住 所 (納税地)	()	フリガナ 氏 名	(旧氏名:)
届出書の住所			
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	()
		関与税理士名 (電 話)	()

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区 分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(イ)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー (ロ+ハ))	ホ 利益金額 の割合
短 期	円	円	円	① 円	② (①÷①)
長 期				②	③ (②÷①)
短 期				③	④ (③÷①)
長 期					
事業用土地等の利益金額の合計額 (①+②+③)				①	1.00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつこ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けなくて記載してください。
なお、①～②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 ② 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

	取得 年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届 出 書 提 出 先 税 務 署	届 出 書 提 出 年 月 日
a	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・
b	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・
c	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。

※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。

※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 (申告年月日)	(年分)	申告書提出 先 税 務 署	税務署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額	③ 円
-----------------	--------	------------------	-----	--------------------------	-----

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の4の④欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

(平成25年分以降用)

H25.11

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には④欄(⑤欄の金額を転記)のみ記載してください。

取得価額 の内訳	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)		
a	土 地		・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額			④
b	土 地		・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額			⑤
c	土 地		・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額			⑥

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	① × 80 % (又は60%)	① - ② (赤字の 場合は0)	③ ① と ② の う ち 少 ない 金 額	④ ③ の う ち 適 用 済 み の 金 額	⑤ ④ - ③ の 金 額	⑥ 対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額	⑦ 繰 延 利 益 金 額 (⑤ と ⑥ の う ち 少 ない 金 額)	⑧ 特 例 適 用 後 の 対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額 (⑦ - ⑥)
a	円	円	円		円	①の金額 円	a 円	円
b				aの金額 円		③の金額	b	
c				a+bの金額		⑥の金額	c	
繰 延 利 益 金 額 の 合 計 額 (a+b+c)							⑦	

※ b以下の記載は、「⑥欄の金額」>「⑦欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、⑤欄の割合は60%で計算します。

※ ⑧欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑥欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	⑧ 収入金額 (1のイの金額)	⑨ 取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)	⑩ 繰延利益金額 (⑦の金額×1のホの割合)	⑪ 譲渡所得の金額 (⑧-⑨-⑩)
短期	申告書第三表②又は②へ 円	円	円	申告書第三表③又は③へ 円
長期	申告書第三表④へ			申告書第三表④へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、⑥、⑦の割合)によって⑦の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。)

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署におたずねください。

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者		住所	氏名		フリガナ	電話番号	()
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地	宅地・その他 ()		数量	()	㎡
		建物等	事務所・工場・その他 ()			()	㎡
		工業所有権等	特許権・実用新案権・その他 ()				件
	所在地等						
	取得年月日		年 月 日	取得価額	()	円	
	贈与年月日		平成 年 月 日	贈与の時に おける価額	()	円	
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類		借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ()				
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合		%	(計算根拠等)			
贈与後の利用状況							
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称						
	本店又は主たる事務所の所在地						
	資本金又は出資金の額		円				
	常時使用する従業員の数		人				
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役 ・ その他 ()				
資産を贈与した時		取締役 ・ その他 ()					
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則						
	計画に定められている 債務免除等の金額		円				
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等						
保証債務の 一部履行に関する事項	主たる債務者		贈与を受けた法人 ・ その他 ()				
	債権者	氏名又は住所					
		住所又は所在地					
	保証債務の内容		債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額		
			年 月 日		円		
	保証債務の一部 履行に関する事項		保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額		
		平成 年 月 日	円	円			
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高					円		

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。なお、贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」を作成し、申告する必要があります。

関与
税理士名

(電話

税務署
整理欄

資産課税部門

名簿番号

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（ ）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)}}{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}} \times \frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、専ら供されている部分の面積}}{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その業務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援協議会が定める準則、特定認証紛争解決手続及び株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 一 付 表 2)

〔 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書 〕

	区 分		申告（更正・決定）額	請 求 額
	住宅取得等資金の合計額 1	②⑥	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	②⑦		
	非課税限度額 (1,200 万円又は 700 万円)	②⑧		
	平成 24 年分の贈与税の申告 で非課税の適用を受けた金額	②⑨		
	非課税限度額の残額 (②⑧－②⑨)	③⑩		
	②⑥のうち非課税の適用を受ける金額	③①		
	②⑦のうち非課税の適用を受ける金額	③②		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③①＋③②)	③③		
	②⑥のうち課税価格に算入される金額 (②⑥－③①)	③④		
	②⑦のうち課税価格に算入される金額 (②⑦－③②)	③⑤		

(平成 25 年分用)

(資 15－1－4－3－A 4 統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 ― 付 表 3)

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

(平成25年分用)

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
	住宅取得等資金の合計額 1	③⑥	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	③⑦		
	非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円)	③⑧		
	平成23年分又は24年分の贈与税の申告 で震災非課税の適用を受けた金額	③⑨		
	非課税限度額の残額 (③⑧－③⑨)	④⑩		
(震災特 例法の 住宅 取得 等資金 の非 課税 分)	③⑥のうち非課税の適用を受ける金額	④①		
	③⑦のうち非課税の適用を受ける金額	④②		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (④①＋④②)	④③		
	③⑥のうち課税価格に算入される金額 (③⑥－④①)	④④		
	③⑦のうち課税価格に算入される金額 (③⑦－④②)	④⑤		

(資15-1-4-4-A4統一)